

隆慶和議と右翼モンゴルの漢人

永井 匠

一、はじめに

モンゴル高原を中心に興亡した歴代の遊牧民族のもとで、中国から逃れてきた或いは略奪されてきた漢人が活躍するという現象は、古代より見られる。元朝の中国支配放棄から内モンゴルが満州族の支配下に入るまでの時期においても、アルタン⁽¹⁾ハーン (altan qayan、俺答) が右翼モンゴルのリーダーであった時代に、トゥメド平原を中心として、このような漢人の数が増大し、バイシン (bayising、板升) と呼ばれる彼等が集住した拠点が現れるなど、その活動が活発化するようになった。

ところで、アルタンが活躍した時代のモンゴルと明との関係を考える上で、大きな転換点となるのが、一五七一年 (隆慶五) 年の隆慶

隆慶和議と右翼モンゴルの漢人

和議である。この隆慶和議以降、右翼モンゴルと明との間で継続的に朝貢と交易が行われ、また右翼モンゴル諸侯による明に対する大規模な進攻もなくなった。⁽²⁾ こうした状況の変化が右翼モンゴルのモンゴル人に大きな影響を与えたことは言うまでもない。であるとすれば、右翼モンゴルに居住していた漢人が隆慶和議の成立によって受けた影響もまた少なくなかったであろう。

アルタンの時代にトゥメド平原を中心に存在していた漢人は、多くの研究者の興味を引き、その活動については従来より研究が行われ、概説書の中でも必ずと言っていいほど触れられている。⁽³⁾ それらの研究のうち、代表的なものとして、H. Serruys氏、青木富太郎氏、萩原淳平氏の研究を挙げることができるであろう。⁽⁴⁾

Serruys氏は、明以前・明初期のモンゴル在住の漢人の状況から説き起こし、一六世紀の状況についても、戦争捕虜・逃亡者・移民

としてモンゴルにやってきた漢人が、スパイ・情報提供者・ガイド・書記・職人・農民・使者などとして活動していたことについて、項目を分けて、主に『大明実録』、『万曆武功録』から例を引きながら述べており、もっともまとまった研究と言えるであろう。ただし隆慶和議以降の状況については、各項目において断片的に例を挙げて触れている場合もあるが、最後に一節を設けて概況を述べるにとどまっている。⁽⁵⁾

青木氏は、隆慶和議以前の右翼モンゴル在住の漢人についてその特徴を挙げ、隆慶和議以降についても、帰化城の漢人商人が、従来の密輸ルートを通じて互市での禁制品を帰化城方面に流し続けていたこと、彼等が互市に赴いたモンゴル人から互市で得たもの買い取って、これを一般に販売していたこと、右翼モンゴル諸侯は大市で得た衣料品をこれら商人のもとに持参して、商人が明から密輸入した品物と交換し、小市へ出かけて雑糧・衣料品を得たモンゴル人はこれらを漢人商人のもとに持参して、茶・鍋類と交換していたこと等、注目すべき見解を提示しているが、⁽⁶⁾残念ながらその根拠とした史料が示されていない。

萩原氏の研究の大きな特徴は、バイシンの成立と大同の反乱軍との関係を重視していることで、バイシンの成立に最も重要な役割を果たしたのは、大同の反乱に参加した人々やその後継者、なかでもその指導階級であったとの見解を述べている。またアルタンがタタール（モンゴル）の遊牧社会にバイシンの定着農耕社会を合わせた牧

農複合王国樹立に成功したという観点から、アルタンと彼の支配領域にいた漢人との関りについて、第一段階（大同反乱当時から）では反乱事件によって逃亡した漢人が積極的にモンゴル族に働きかけた、第二段階（嘉靖三〇年頃から）ではアルタンが漢人のモンゴル族への貢献を認め、農耕社会の設立を受け入れ自治を許した、第三段階（隆慶五年頃から）ではアルタンが自身の対明朝政策の転換を機にこの社会を支配した、としているが、⁽⁷⁾隆慶和議以降について具体的に述べるところは少ない。

これら従来の研究によって、一六世紀のモンゴルにおける漢人の活動がかなり解明されてきた。しかし比較的詳しい状況が明らかになっているのは、丘富・趙全等がアルタンの側近として活動していた時期、即ちモンゴルと明との間に一時的に互市が成立した二五五一（嘉靖三〇）年から隆慶和議が成立した二五七一（隆慶五）年までの二〇年ほどの間であり、隆慶和議成立以後の状況については、それ以前の時代ほどには詳しく分っていない。

従来、モンゴルにおける漢人の活動について考察する際に主に用いられてきたのは、『大明実録』、『万曆武功録』等であったが、本稿において中心的に用いる鄭洛著『撫夷紀略』は、著者が大同巡撫更に宣大山西総督を務めた一五七五（万曆三）年から一五八二（万曆一〇）年までのモンゴル関係の事件について記した書で、当時の明朝において最もモンゴルの事情に通じていた一人であり、明朝の対モンゴル政策の最前線で活躍した人物によって著された貴重な史

料でありながら、これまで研究に用いられることはあまりなかった。⁽⁸⁾そこで本稿では『撫夷紀略』を中心に、『大明実録』、『万曆武功録』など従来から用いられてきた史料とも対比しながら、隆慶和議成立以降の右翼モンゴルの漢人、特に右翼モンゴル諸侯の側近く仕えていた漢人の活動について考察してみたい。このような考察によって、隆慶和議がモンゴルに与えた影響の一端を明らかにし得るものと考ええる。

隆慶和議成立から内モンゴルが満州族の支配下に入るまでには約六〇年の歳月が流れており、その間に右翼モンゴルの漢人社会も様々な変化を被ったことが推測される。そこで本稿では隆慶和議の成立(二五七一年)からアルタンの死(二五八一年)までの間、⁽⁹⁾即ち和議成立当初の状況を中心に考察を行う。

二、明との交渉とそこから得られる利益

隆慶和議以前、趙全等右翼モンゴルにいた漢人が、アルタン等右翼モンゴル諸侯の明辺への進攻を手引きするなどしていたこと、またモンゴルと明との間で、明側においては禁じられていた、いわゆる密貿易などの活動を行っていたこと等は、夙に先学の指摘するところである。隆慶和議によって趙全等の大物漢人がアルタンに捕えられ、明側に送られて処刑されたが、これによって右翼モンゴルにおける漢人の活動が消滅したわけでは勿論ない。それどころか、特に

隆慶和議と右翼モンゴルの漢人

右翼モンゴル諸侯の側近く仕えていた漢人たちは、和議による明との朝貢・貿易関係の樹立、公式な交渉ルートの開設を背景として、右翼モンゴル諸侯の朝貢権・貿易権を利用し、明から撫賞などの利益を引き出すという新たな活動の場を獲得したのであった。

『撫夷紀略』の冒頭の部分には、

①有黄酋夷使杜林山者、故内地叛奴、受酋計索無厭、不遂。乞酉書、面毀激我、嘗我怯否。…(中略)…②王把總名繼祿者、

上谷逋逃、大猾、在黄酋以書算幸甚用事。持黄酋書、索貂鼠如羊皮許大者、必如式。余持書、第笑詰曰、尔嘗我耶、此不難、第令數鼠皮連絡、則大於羊。惟尔須進若象大馬數匹來、我易尔。繼祿伏首不敢言、惟云台吉不知事。

とあって、ともにアルタンの長子センゲ(dügiireng senggé noyan、黄酋、黄台吉)のもとにいた杜林山という者(下線部①)と王把總という者(下線部②)のことが記されている。彼等の詳しい履歴は不明であるが、杜林山は「内地叛奴」とあることから考えると、明朝に反抗する何らかの活動に参加してモンゴルに逃れてきた者であろう。王把總は、本名は王繼祿と言ひ、「上谷逋逃」とあるから、もと上谷の住民で、何らかの理由によりモンゴルに逃れて来た者のようである。⁽¹⁰⁾

王繼祿に関しては「書算」、即ち書写及び算術という特殊技能を以ってセンゲに用いられていたことが分る(下線部②)。彼は他の史料においては、また異なった名前で見られている。それは

Serruys氏もモンゴルにおける漢人の書記の例として引用している『万曆武功録』卷八「黄台吉列伝」に見える以下の記事である⁽¹¹⁾。

其（一五七一年、隆慶五年）十一月、黄台吉齋眞夷影克及昆筆寫氣・景四等八人書二紙、至新平堡謁崇古。屬使者先視以一書書覽而太師不色怒。然後次第出、出則一以請謝前過、①一以請勅及市馬牛羊及索米鹽、蓋爲歲事所迫也。崇古得書、果大怒以爲、②昆筆寫氣本我漢人、名王繼祿、③曩黄台吉所致書倨侮、皆出此曹乎。

ここでは王繼祿は昆筆写気という名で現われている（下線部②）。ここで興味深いのは、センゲ（黄台吉）が明に送った書は傲慢で侮った内容のものであり、それは皆王繼祿等の手になるものであったとされていることである（下線部③）。そうであるならば、先に引用した『撫夷紀略』の下線部②に記される、王繼祿が持ってきたという「センゲの書（黄酋書）」も実は王繼祿自身が書いたものである可能性が非常に高い。「黄台吉列伝」の下線部①にあるように、彼は自己の立場を利用して、明に対して、明朝皇帝の勅を求め、馬・牛・羊を売ることの他に、米・塩を与えるよう要求していたのである。つまり、王繼祿はセンゲの明宛ての書の執筆を担当するという地位を利用して、自己の利益、また恐らくはセンゲの利益のために、明に対して様々な要求を行っていたと考えられるのである。

このような右翼モンゴル諸侯とその側近の漢人との関係を端的に示している一例として、また『撫夷紀略』「論五路台吉為通事来撤

乞宥」の

来撤故漢人、狡猾、為五路台吉作通事、主唆求索者。酋利之為能幹、故善畜之。

という記述を挙げることができる。この記事によると、来撤はもと漢人で、狡猾で、センゲの子五路台吉（*urud tayiji*）のために通訳をしており、明に対する物品の要求を五路台吉に対して主に唆している者であり、⁽¹²⁾五路台吉も来撤を利用して、有能であると評価し、そのために来撤をよく養った、という。これは五路台吉と来撤という漢人との関係について記したものであるが、このような関係が他の右翼モンゴル諸侯とその側近の漢人との間でも取り結ばれていたことは想像に難くない。先に挙げた『撫夷紀略』の冒頭部分の下線部①によると、杜林山はセンゲ（黄酋）の計略を受けて物品を求めて厭くことがなかったというが、こうしたことから考えると、明に対する物品の要求は、実は杜林山自身がセンゲに助言したか、或いは独断で行ったものである可能性が高い。なぜならセンゲの代理としてやって来たのであれば、初めから明に物品を要求するための「酋書」を携えて来るはずだからである。恐らく杜林山は「酋書」がないために要求が受け入れられなかったと考え、センゲに「酋書」を乞うて得た後、再び明辺にやって来て要求したのであろう。『撫夷紀略』の冒頭部分の下線部②に記されている王繼祿が持ってきたという「センゲの書（黄酋書）」も実は王繼祿自身が書いたものである可能性が非常に高いことを述べたが、この王繼祿とセンゲとの

間にも来撒と五路台吉との間と同じような関係が成立していたものと考えられる。

『万曆武功録』卷八「俺答列伝下」には

虜酋雖習番經字、不識文藝。每與督臣書札、皆出漢人手、多爲群姦所波蕩。往往書辭、以口傳背馳、以故不足憑。

とあって、下線部によると、右翼モンゴル諸侯の明の総督宛ての文書が皆漢人の手になっており、文書の多くが悪者たちに左右されるところとなっている、という。このように右翼モンゴル諸侯の側近の漢人は、或いは右翼モンゴル諸侯を「唆し」、或いは右翼モンゴル諸侯の明宛ての文書を自分の意のままにしたためて、利益獲得を図っていたのである。しかし一方で、五路台吉と来撒との関係からも伺われるように、右翼モンゴル諸侯のほうでも、明からより多くのものを獲得するために、側近の漢人の書写、通訳、或いは弁舌等の能力を利用し、彼等を優遇するという共生の関係が見られる。側近の漢人が右翼モンゴル諸侯の持つ朝貢権・貿易権およびそれに伴う撫賞を得る権利を利用して、自己の利益を図る一方、右翼モンゴル諸侯は側近の漢人が持つ明との交渉に益する能力・技能を利用して、明からできるだけ利益を引き出そうと努めていたのであろう。

先程触れた「酋書」に関してはまた注目すべき史料がある。それは『撫夷紀略』「詰罰夷使假順義圖書乞賞」の以下の記事である。

初款、順義王差人求乞、無寧暇日、多詐偽。前軍門給一欽封順義王圖書、如驛所官條記式、防之。行既久、板升狡獪遂如式私

隆慶和議と右翼モンゴルの漢人

刻、假捏王書、求乞無厭。

この記事によると、隆慶和議成立当初、順義王アルタンは人を遣わして連日のように物品を乞い求めていたが、その多くは偽の使者であった。前の軍門（王崇古）が「欽封順義王圖書」をアルタンに与えたが、それは駅伝官の條記のようなもので、これで偽の使者を防いだ。このようにすること既に久しくして、バイシン（板升）の狡猾な者が遂に規格の通りに私に印を刻んで、順義王の書を捏造し、物品を乞い求めて厭うことがなくなった、という。「圖書」はこの場合は印の意味であり、「條記」も印の一種である。この順義王の印を捏造していた者については、バイシン（板升）とあるだけで、特定の個人を指してはいないが、バイシンに住んでいたものの大部分が漢人であったことを考えると、恐らくはそこに居住していた漢人たちであり、また順義王の印を捏造することができたことから見ると、アルタンに近い者たちであったと考えられる。王崇古が「圖書」をアルタンに与えたとたんに、バイシンの漢人による偽の使者が増えたとも考え難いから、和議成立当初からの偽の使者の中にもかなりの漢人がいて、明に対して物品を要求していたことは間違いないであろう。

この他、『撫夷紀略』「諭虜王各虜使討賞賣馬者不許騎内地馬」には、右翼モンゴル諸侯が明に馬を売る、或いは撫賞を求めするために派遣した使者の中に漢人が含まれていたことを示した記事が見られる。

你各部落酋長數多、或賣馬或討賞、每一差即數人、多或一二十人、經過城堡、皆騎軍家馬。其散達子及板升並內地投去者不學好、不惜馬、將馬跑走傷累。

この記事によると、アルタン（你）の各部落の諸侯は数多く、馬を売ったり撫賞を求めたりして、一度使者を遣わす毎に数人、多い時は十、二十人で、城堡を過ぎる時には、皆軍家の馬に乗る。散達子や板升の者、中国内地からモンゴルに投じた者は好いことを学ばず、馬を惜しまず、馬を走らせて傷つけ疲れさせている、という。

ここに現れる「散達子」は『撫夷紀略』の他の箇所やその他の漢語史料においては「散夷」とも書かれるが、用法から考えると、諸侯以外のそれほど身分の高くないモンゴル人であると考えられる。ここに現れた「散達子及板升並内地投去者」は使者或いはその随行員として明にやってきた者たちであろう。モンゴルから明に派遣された使者には明から賞が与えられる。また使者として明に行くことは対明密貿易の機会を得ることもあった。⁽¹³⁾ 即ちバイシンに住んでいた、或いは右翼モンゴルに逃れた漢人が、撫賞獲得や密貿易の機会を求めて、右翼モンゴル諸侯の使者或いはその随行員として明にやって来ていたと考えられるのである。

以上述べてきたような、右翼モンゴル諸侯が持つ朝貢・交易の権利やそれに伴う撫賞を得る権利を背景として、明との交渉から利益を得ようとする右翼モンゴル在住の漢人の活動は、隆慶和議以前、即ち右翼モンゴルと明とが戦争状態にあり、恒常的・平和的な交渉

ルートが双方の間に存在しなかった時代には不可能なことであった。こうした活動は隆慶和議の成立によって彼等に開けた新たな利益獲得のチャンスであったと言うことができよう。

これまで、主にアルタンの長子センゲ、アルタンの孫である五路台吉のもとで活動していた漢人を例として検討してきたが、当時の右翼モンゴルのリーダーであったアルタンのもとでも、漢人が活動していたことは言うまでもない。そのなかでも代表的な人物が土骨赤と計龍である。⁽¹⁴⁾ 土骨赤と計龍が特にアルタンの寵妃ジュンゲンハトン (Jünggen qatun、三娘子) の重臣であったことは既に指摘されている。⁽¹⁵⁾ この土骨赤・計龍は『撫夷紀略』「初至撫老酋以制群虜」に、

王留下恰台吉・扯布・土骨赤・計龍等衆好頭目。二年以来、衆達子都守王規矩、市貢安穩、是王功勞。

とあるように、ソナムギャムツォ (bsod nams rgya mtsho) との会見のために青海に赴いたアルタンの留守を恰台吉等と共に預かるという重要な役割を果たしていたことが分るが、ここで注目したのは、『撫夷紀略』「虜王西牧申明約法」に、

毎年互市并年節撫賞禮物及不他失禮・沙赤星等賞俱交與土骨赤・計龍收擎。

とあるように、アルタンが、青海に行くに際して、青海滞在中のアルタンの毎年の互市並びに春節の際の撫賞の礼物と、アルタンとジュンゲンハトンの間に生まれた不他失禮・沙赤星等の賞は、土骨赤

と計龍に渡して収めさせるようにと鄭洛に指示していたことである。つまり土骨赤・計龍は、ここではアルタンが青海滞在中のことという限定付きではあるが、アルタン及びその子不他失禮・沙赤星が明から与えられる撫賞を受け取り、恐らくはそれを管理していたと考えられるのである。

アルタンのもとから明に降り、⁽¹⁶⁾隆慶和議成立の直接の契機となったアルタンの孫ダイチン^{II}エジェイ (dayicing ejei tayiji、把漢那吉、大成台吉) のもとにも、土骨赤・計龍と同じような役割を果していた漢人が存在していた。この漢人の活動については、『撫夷紀略』「答大成台吉素李貴」にその様子を記した記事が存在する。

この記事は、青海でのソナムギャムツォとの会見からモンゴルに戻ったダイチン^{II}エジェイが、一五七九年十二月に漢人万筆写気等五名を遣わして、一五七六年十二月に明の雲石堡の白守備に捕えられた同じく漢人の腹心李貴の返還を求めたことについて記したものである。

己卯(一五七九年、万曆七年)十二月、余初任。大成台吉差夷使萬筆寫氣等五名、齋書来云、…(中略)…十二月、①被雲石堡白守備将我家人李貴從邊外綁入左衛、送至韓兵備處囚獄。不知壞了何事。②恰台吉數次討不與。今我回、問太師討李貴。…

(中略)…③萬筆寫氣者偏關人、少被虜虜。有機警、為大成台吉心腹使。④其李貴則華人投去、大猾。在順義老娘子哈屯帳下用事。縦口舌、善撥置。每勾引華人入草地、沿邊守操官深苦之。

隆慶和議と右翼モンゴルの漢人

先是、余巡撫時、⑤歲丙子(一五七六年、万曆四年)、潜入勾引事犯、為韓兵備應元所執。…(中略)…適虜王同大成回、故大成以此書嘗我。⑥其實乃筆寫氣主唆也。筆寫氣来、余不及開書、作喜色問曰、大成西回好、⑦尔輩在家看守帳幕好、余再来撫尔。夷叩首。余乃開大成書見、所稟乃李貴事。即厲聲大罵曰、⑧筆寫氣你弄手段唆大成耶。李貴我撻死、尔豈不知。今大成回、尔不實與說李貴該死罪、却来纏軍門告守備耶。…(中略)…⑨如尔筆寫氣亦華人、在夷中用事、我久悉知。…(中略)…⑩你係舊識、熟通夷、来見當厚賞。

下線部③によると、万筆写気は偏関の人で、若い時にモンゴルに捕えられたが、機知があつて敏く、ダイチン^{II}エジェイの腹心の使者となつていたという。また下線部④によると、李貴はモンゴルに逃れた漢人で、非常に狡猾で、順義王の老娘子哈屯の帳下で事をなし、口先がうまく、唆すことを得意とし、常に漢人をモンゴルに引き入れており、明辺の守操の官は大変これに苦しんだという。「順義老娘子哈屯」とは、他史料に「一克哈屯」と記される人物に違はなく、アルタンの妃の一人で、ダイチン^{II}エジェイの祖母に当たる。ダイチン^{II}エジェイは、雲石堡の白守備が李貴を明の辺外において捕らえたこと認識していたのに対し(下線部①)、鄭洛は、李貴は密かに漢地に入って漢人をモンゴルに引き入れる活動を行っている時に捕えられたのであるとしており(下線部⑤)、食い違いが見られる。しかしいずれにしろ、李貴は以前から明側に目を付けられて

おり、一五七六年十二月に捕らえられるに至ったのである。こうした右翼モンゴル在住の漢人による明辺の漢人をモンゴルに引き入れる活動については、後に述べる。

この度李貴の返還を求めて来たのはダイチン¹⁷エジエイであるが、下線部⑥によると、実はそれを「唆し」たのは万筆写気であったという。また下線部⑦から、ダイチン¹⁷エジエイが青海に赴いて留守の間、万筆写気等がダイチン¹⁷エジエイの帳幕を守っていたことが分る。先に述べたように、恰台吉等と共に土骨赤・計龍等の漢人が青海滞在中のアルタンの留守を預かっていたのと同じく、万筆写気もダイチン¹⁷エジエイ家において同様の役割を果たしていたことが伺われる。下線部⑧に示されているように、万筆写気は李貴が既に明によって処刑されたことを知っていたようであるが、なぜダイチン¹⁷エジエイを「唆し」て明に李貴の返還を要求させたのか、その理由は示されていない。或いは李貴を殺したことに對する賠償金のようなものを明に對して請求しようとしていたのかも知れない。ともかく万筆写気がダイチン¹⁷エジエイに自らの要求を聞き入れさせることができたこと、またダイチン¹⁷エジエイが留守の間、その帳幕の管理を任されていたことは明らかである。とすると、アルタンのもとでの恰台吉等のように、万筆写気もダイチン¹⁷エジエイの明への入貢、交易に関与し、そこから利益を引き出していた可能性は高い。下線部⑨によると、鄭洛は万筆写気を以前からよく知っており、また下線部⑩によると、万筆写気は鄭洛の「舊識」で、彼のも

とにやって来れば厚く賞すべき人物であったという。こうしたことも考え合わせると、やはり万筆写気は右翼モンゴルと明との平和的交易関係という状況のもとで、ダイチン¹⁷エジエイと明との間に介在することによって利益を得ていた右翼モンゴル在住の漢人の一人だったと考えられよう。

三、明辺での活動

前節では、隆慶和議によって右翼モンゴルと明とが平和的交易関係を結んだために、右翼モンゴル在住の漢人が獲得可能となった利益について考察したが、この節では、隆慶和議以後も以前と同様に彼等が明辺で行っていた活動について検討してみたい。

先に触れたように、隆慶和議以前、趙全を始めとする漢人たちがアルタンの腹心として活躍し、明にとって大きな脅威となっていたが、隆慶和議によって趙全等大物漢人が捕えられて、明に送られ処刑されてからは、右翼モンゴル在住の漢人の手引きによる以前のような大規模な明への進攻は見られなくなった。しかしその明辺での活動が無くなったわけではない。

先に挙げた李貴について、前掲の『撫夷紀略』「答大成台吉索李貴」は、彼が漢人をモンゴルに引き入れる活動を行っていたことを伝えている。こうした活動は、青木氏が指摘しているように、一五五一（嘉靖三〇）年以降に盛んになったものであるが、隆慶和

議以降も引き続き行われていたことが分る。

李貴の他にも、明辺で活動していた漢人が右翼モンゴルに相当数いたようである。『撫夷紀略』『修邊預誠虜王』に、

板升人常入邊、或打牲、或買賣、久住邊堡刁奪物件、生事都是漢人。

また、同「虜王西牧申明約法」に、

只是你達子被板升勾引過來生事、或打牲、或尋人口、內地騷擾。とあるように、右翼モンゴル在住の漢人は隆慶和議以降も明辺において狩猟・密貿易・略奪・漢人をモンゴルに引き入れる活動等を行っていたことが分る。特に「板升人常入邊」、「久住邊堡刁奪物件」という表現は、明との平和的交易関係の樹立を背景として、モンゴルと明辺との間を常に往復しながら、或いは明辺に久しく住みながら上記のような活動に従事する者がいたことを示唆していると考えられる。李貴はこのような漢人の一人だったのである。

ここで興味深いことは、ダイチン¹⁹エジェイが隆慶和議以降も李貴のような漢人を自分の配下に温存して重用し、明側に捕えられた際にはその返還を求めていることである。青木氏が指摘しているように、アルタン、ダイチン¹⁹エジェイ、恰台吉等は、趙全等の他に、隆慶和議の後も何度か和議の阻害要因となるような、明側にとって是不都合な漢人を明側に送還している。しかしその一方で、『撫夷紀略』『答大成台吉索李貴』の記事が示しているように、ダイチン¹⁹エジェイは、また下線部②によると恰台吉も、李貴の返還を明側に

求めているのである。ダイチン¹⁹エジェイといえ、隆慶和議成立の直接原因となった人物で、恰台吉も隆慶和議の成立と秩序維持に貢献するところ大であり、共に明側から右翼モンゴル諸侯の中では最も親明的と見られていた人物である。ダイチン¹⁹エジェイのもとには多くのバイシンがあり、また隆慶和議以降に彼がバイシンの領有権をアルタンより与えられたことが指摘されているが、²⁰隆慶和議より後にもダイチン¹⁹エジェイは李貴やその他明辺で狩猟・密貿易・略奪・漢人をモンゴルに引き入れる等の活動に従事する漢人を抱えており、その活動を奨励しないまでも、黙認していたと考えられるのである。また、鄭洛の「舊識」で、やって来れば厚く賞すべきとされた万筆写気から、明に捕らえられて処刑された李貴まで、明側の目から様々に評価される漢人たちが同じダイチン¹⁹エジェイの側近として活動していたことも興味深い。

四、明のスパイとしての活動

右翼モンゴル在住の漢人、特に右翼モンゴル諸侯の側近くにいた者たちが、第二、三節で考察したような活動を行うことができたのは、右翼モンゴル諸侯のもとで、特に対明関係において深く関与するようになっていた彼等の立場の重要性もさることながら、明朝側の彼等に対する政策にも大いに関係がある。

隆慶和議成立の明側の立役者であり、隆慶四（一五七〇）年から

万曆元（一五七三）年まで宣大山西総督を務めた王崇古は右翼モンゴル在住の漢人に対する政策について、『大明穆宗実録』巻六四隆慶五年十二月乙未の条に、

宣大總督王崇古條陳邊計八事：（中略）：一散逆黨謂、款虜數萬仰食板升收穫、若招徠太速、恐啓戎。今賊首既擒、且把漢那吉方出塞時、陰有人附之約。宜用間緩圖。

とあるように、右翼モンゴルのモンゴル人がバイシンの収穫に食料供給を仰いでいることを理由として、右翼モンゴルにいる漢人の明への帰還の奨励をあまり急激に進めないほうがよいという考えを持っていた。また王崇古と共に隆慶和議の成立に貢献し、王崇古に続いて万曆元（一五七三）年から万曆五（一五七七）年まで宣大山西総督を務めた方逢時も、『大明神宗実録』巻六七萬曆五年九月甲寅朔の条に、

總督宣大山西兵部尚書方逢時上疏：（中略）：一慎招納、板升附虜已久。方虜未服、尚可招來。今虜服矣、與之約矣、而復招之、是示以不信、而啓虜讐也。不若因而撫之、令反側自安。

とあるように、和議成立の後に、右翼モンゴルに住む漢人を明に招きよせることは、モンゴルに対して不信感を抱かせることになることを理由として、やはり漢人の明への帰還の奨励には消極的であった。

隆慶和議成立の明側の立役者であり、和議成立前後に相次いで大同・宣府・山西方面の対モンゴル政策の現場最高責任者を務めた王

崇古、方逢時が、共に積極的に右翼モンゴルにおける漢人社会を破壊しようという政策を取らなかったこと、また明辺の将官が、事なかれ主義によって、明側にとっては不都合なモンゴル側の活動に目をつぶっていたことなどが、隆慶和議以降、右翼モンゴル在住の漢人が和議から得られる利益を吸収しながら、或いは従来からの密貿易・略奪などを続けながら、モンゴルと明との間に立って活動することができた一つの要因であったことは間違いないであろう。

右翼モンゴルの漢人に対する強硬策の代わりに、明が取ったのは、先に引用した王崇古の言葉に「宜用間緩圖」とあるように、彼等を明のスパイとして活用する政策である。明のスパイとしての右翼モンゴル在住の漢人の活動は、既にSerriys氏によって指摘されているが、彼はこうしたスパイの例を示す史料として、『万曆武功録』巻八「俺答列伝下」の

是時、我漢人王道科及趙景庫・計龍・小土谷・王繼福・辛惟賢亡胡中久、往陰爲我漢人耳目、積功勞。崇古微使通事官楊亮・胡天福・珊瑚・金奉往諭之、令以漢亡命及虜情來告。

や『万曆武功録』巻一四「切盡黃台吉列伝」の
先是、漢人計龍與王繼祿・小土谷氣台實亡命在胡中矣。日與大都榜實等偵得虜情、即以來告。

等を挙げている。下線部に記された「小土谷」、或いは「小土谷氣台實」は恐らく本稿でも取り上げた「土骨赤」であろう。ここに現れた漢人のうち、計龍・小土谷氣台實（土骨赤）は、先に述べたよ

うに、アルタンの青海滞在中の留守を恰台吉等と共に預かり、また後には、恰台吉とバイシンをめぐって争ったジュンゲンハト派の重臣である。王継祿も先に触れたように、センゲのもとで書記や使者として活躍した重要人物である。このように右翼モンゴル諸侯のもとにいた漢人の中でも側近中の側近とみなされる人物が、明のスパイとして活躍していたのである。王継祿について見ると、彼はセンゲの書記として、自ら右翼モンゴル諸侯の書をしたためて明に物品を要求する一方で、明側にモンゴルの情報を漏らしていたことになる。先に挙げた『撫夷紀略』『答大成台吉素李貴』によると、鄭洛は万筆写氣を以前からよく知っており、また万筆写氣は鄭洛の「舊識」で、やって来て見れば厚く賞すべき人物であった。こうしたことから考えると、万筆写氣も明側にモンゴルの情報を流していた可能性は高いと思われる。

右翼モンゴル在住の漢人、とりわけ右翼モンゴル諸侯の側近として活動していた者たちは、書写・通訳・交渉その他彼等の能力を利用して明からより多くのものを獲得しようとする右翼モンゴル諸侯と、過大な物品の要求に辟易しながらも、貴重な情報源として彼等を活用しようとする明朝との間で、巧妙に立ち回りながら利益獲得を図り、隆慶和議以降の右翼モンゴルと明との関係において独特の存在感を示していたのである。

隆慶和議と右翼モンゴルの漢人

五、おわりに

以上、一五七一（隆慶五）年の隆慶和議の成立からアルタンが死亡した一五八一（万曆九）年頃までを中心に、右翼モンゴル在住の漢人、特に右翼モンゴル諸侯の側近にいた者たちの活動について考察してきたが、その結果をまとめると、次のようになる。①右翼モンゴル諸侯の側近の漢人の中には、センゲのもとにいた王継祿のように、自己の立場・能力を利用して自ら諸侯の書をしたためて明に物品を要求するなど、自己の利益を図る者がいた。②右翼モンゴル諸侯の持つ朝貢権・交易権、及びそれに伴う撫賞獲得の権利を背景として、自己の利益を図る漢人の側近がいた一方で、右翼モンゴル諸侯は彼等の書写・通訳・弁舌、その他の能力を利用して、明からできるだけ多くの利益を引き出そうと努めていた。③右翼モンゴルの漢人の中には、隆慶和議成立当初から偽の使者として明に赴いて盛んに物品を要求し、アルタンに印が与えられた後にも、偽の印をひそかに刻してアルタンの書を捏造し、物品を要求していた者がいた。④同じく、撫賞獲得や密貿易の機会を求めて、右翼モンゴル諸侯の使者やその随行員として明にやって来る者もいた。⑤アルタンのもとでの土骨赤・計龍やダイチンハエジェイのもとでの万筆写氣のように、少なくとも右翼モンゴル諸侯が不在の場合には、右翼モンゴル諸侯に対する明からの撫賞を受け取り、それを管理する側

近の漢人がいた。⑥隆慶和議以降も、明辺に赴いて狩猟や密貿易をしたり、辺堡に住んで物件を略奪したりする者、モンゴル人を引き連れて明辺にやって来て、狩猟をしたり、明辺の漢人をモンゴルに引き入れる活動を行う漢人もいた。またそのような漢人が、李貴の例に見られるように、ダイチンⅡエジェイのような最も親明的と考えられていた諸侯のもとにおいても、その保護或いは黙認のもとに活動していた。⑦特に右翼モンゴル諸侯の側近として活動していた者たちの中には、彼等の能力を利用して明からより多くのものを獲得しようとする右翼モンゴル諸侯と、貴重な情報源として彼等を活用しようとする明朝との間で巧妙に立ち回り、一方では明に物品を要求し、また一方では明にモンゴルの情報を流すなどしながら、利益獲得を図る者がいた。

このうち①、③、④、⑤に述べたような右翼モンゴル在住の漢人の活動は、隆慶和議以降に新たに獲得した領域に属し、⑥については、隆慶和議以前から引き続き行われてきたものということができるであろう。ただし隆慶和議の成立と大物漢人の明への送還・処刑によって、以前に見られたような彼等の手引きによる大規模な明への進攻は影を潜め、また本文で述べた李貴の例のように、明辺での明側にとって不都合な活動が露見して逮捕・処刑されるとした場合もあった。しかし右翼モンゴル在住漢人の明辺での活動は隆慶和議以降も続いており、それは和議を背景に以前よりも常態化していたと考えられる。⑦の明にモンゴルの情報を流すという活動について

は、隆慶和議以前から行われていたとも考えられるが、和議成立以降の公式の交渉ルートの開設という状況を背景に、より緊密に行われたことは間違いないであろう。

このように、隆慶和議は、右翼モンゴル諸侯の側近にいた漢人から、右翼モンゴルによる大規模な明辺への進攻を手引きして利益の獲得を図るという機会を奪ったものの、彼等に対して明との平和的交易関係の成立と公式な交渉ルートの開設という状況を利用した新たな活動の場を提供したと言えるのである。

本文に引用した漢語史料において、彼等が右翼モンゴル諸侯を「唆し」、実際しばしば自分の希望を受け入れさせることに成功していたことが記されている。また、センゲ（黄酋）が人員を派遣して明の辺外の銀鉱を掘ろうとしたことについて記した『撫夷紀略』

「再諭黄酋乞采礦」に、

盖漢人逋猾、每以利歆黄酋、黄酋不能主、其實非黄酋意也。

と記されているように、センゲが漢人にコントロールされているかのような印象を与える記事も見られる。こうしたことから見ると、右翼モンゴルの漢人、とりわけ右翼モンゴル諸侯の側近の漢人は右翼モンゴル諸侯の行動、特に明に対する行動において、一定の影響を与えていたことができるであろう。『撫夷紀略』等右翼モンゴル在住の漢人についての情報を伝えている漢語史料は、隆慶和議以降も彼等に対する注意と警戒を怠らなかつた明の官僚によって書かれたか、或いはその考え方が反映されたものが多い。従って右

翼モンゴル在住の漢人の行動を悪しざまに記すことはもちろん、右翼モンゴル諸侯に対する彼等の影響力を過大に評価している面があるかも知れない。また彼等は先に述べた趙全等のように、一旦事あれば、右翼モンゴル諸侯によって逮捕・送還される危険をはらんだ不安定な地位にあったと言えるかも知れない。しかし右翼モンゴル諸侯の側近くにいた漢人は、書写、通訳、弁舌、その他の自己の能力を利用して、自己及び右翼モンゴル諸侯の利益を明から最大限引き出すことによって、右翼モンゴル諸侯の特に明に対する行動に一定の影響を及ぼしていたと言えるであろう。

註

- (1) アルタンハーンの祖父ダユンハーン (dayun qayan) は、一五世紀末から一六世紀初頭にかけて東モンゴルを統一して、六つのトゥメン (tümen) を再編成したとされている。トゥメンとは、ごく簡単に言うると、当時の東モンゴルにおける最も大きな単位の遊牧民集団の名称である。六つのトゥメンのうちチャハル (cahar)・ハルハ (qalg-a)・オリヤンハン (uriyanggan) が左翼に属し、オルドス (ordus)・トゥメド (tümed)・フンシヤーン (yüngsiyebü) が右翼に属した。右翼モンゴルとは右翼に属した二つのトゥメンを指し、東モンゴル西部、現在の内蒙古自治区の西半分を中心とした地域に分布した。モンゴル語史料では *barayun ruban tümen* (右の三つのトゥメン) と呼ばれることが多い。隆慶和議は右翼モンゴルと明との間に成立したもので、左翼モンゴルは含まれない。
- (2) 隆慶和議以前のような大規模な進攻はなくなったが、小規模な進攻事件はしばしば起きていた。また初代順義王アルタンの死後は、順義王の右翼モンゴルに対する統制が弛緩し、特に右翼モンゴル諸

隆慶和議と右翼モンゴルの漢人

侯が移住した青海方面で明の西辺に対する進攻が頻発した。

- (3) 例えば、『蒙古簡史』編写組『蒙古簡史』(内蒙古人民出版社、一九八五年)、一五五～一五六頁；『中国北方民族関係史』編写組『中国北方民族関係史』(中国社会科学出版社、一九八七年)、三六〇～三六八頁；曹永年『蒙古民族通史 第三卷』(内蒙古大学出版社、一九九一年)、二五九～二七五頁；内蒙古社科院歴史所『蒙古族通史』編写組『蒙古族通史 中』(民族出版社、一九九一年)、五八三～五八六頁；楊紹猷『俺答汗評伝』(中国社会科学出版社、一九九二年)、三〇～四五頁等を参照。

- (4) これらの研究の他、鈴木中正「明代の白蓮教反乱」(同氏『中国史における革命と宗教』、東京大学出版会、一九七四年、第六章(九二～一〇六頁)所収)；夫馬進「明代白蓮教の一考察—經濟闘争との関連と新しい共同體—」(『東洋史研究』三五—一、一九七六年、一～二六頁)；野口鐵郎「嘉靖年間の白蓮教結社とタタール族」(同氏『明代白蓮教史の研究』、雄山閣出版、一九八六年、第二編第三章(二一三～二五三頁)所収)は、モンゴル、特にアルタンハーンのもとで活動していた白蓮教徒について考察している。黄麗生『由軍事征掠到城市貿易：内蒙古歸綏地區的社會經濟變遷(一四世紀中至二〇世紀初)』(國立臺灣師範大學歷史研究所專刊(二二五)、國立臺灣師範大學歷史研究所、一九九五年)は、内モンゴルの帰綏(トゥメド)地区の社會經濟の変遷について述べた著書であり、その中でバイシンの成立過程について述べている。岩井茂樹「十六・十七世紀の中國邊境社會」(小野和子(編)『明末清初の社會と文化』、京都大学人文科学研究所、一九九六年、六二五～六五九頁所収)は、一六世紀後半から東アジアに言語や種族を乗り越えた華夷共同社會が形成されたという観点から、ジュルチンや倭寇と対比しながら、バイシンについて触れている。井上治『ホトクタイセチェンホンタイジの研究』(早稲田大学博士論文、一九九九年)は、ホトクタイセチェンホンタイジ (qutuhtai seen qung tayji) の西方進出の理由を考察した章において、在モンゴル漢人について述べて

- 590。
- (5) H. Serruys, "Chinese in Southern Mongolia during the sixteenth century", *Monumenta serica* 18 (1959), pp. 1-95.
- (6) 青木富太郎『万里の長城』(近藤出版社、一九七二年)、八八〜九一・二四二〜二四三頁。
- (7) 萩原淳平「アルタン・カーンの牧農王國―板升の成立とその支配を中心として―」(同氏『明代蒙古史研究』、同朋舎、一九八〇年、第四章(二一五〜二九四頁)所収)、二七七〜二七八・二八一頁。
- (8) 管見の限りでは、薄音湖「呼和浩特城(帰化) 建城年代重考」(『内蒙古大学学报』(哲学社会科学版)、一九八五年第二期、三五〜三九頁)；楊紹猷、前掲書；野口鐵郎「万曆期の板升をめぐる」(『史學研究』二〇四、一九九四年、二六〜四二頁)；永井匠「恰台吉の事績―特に対明関係における右翼モンゴルの秩序維持に関する活動について―」(『史滴』二二、一九九九年、三四〜四八頁)等が利用しているに過ぎない。
- (9) 『アルタン・ハーン伝』によると、アルタン・ハーンは白い巳年(二五八一年)の十二月十九日の寅の日に七五才で亡くなったとあるが(吉田順一他(訳注)『アルタン・ハーン伝』訳注(『風間書房、一九九八年)、七八・一七七・六二九頁)、森川哲雄氏によると、旧暦十二月十九日はユリウス暦では一五八二年一月一三日(グレゴリ暦では一月二三日)になるという(森川哲雄、『アルタン・ハーン伝』の研究(九州大学教養部、一九八七年)、一五〇頁)。
- (10) 『万曆武功録』巻八「俺答列伝下」には「被虜總旗王繼祿」とあるから、或いは捕虜となった兵だったのかも知れない。
- (11) H. Serruys, op. cit., pp. 54-55.
- (12) 隆慶和議以降、明から右翼モンゴル諸侯に対して撫賞が与えられるようになったが、毎年の入貢・互市の際に与えられた撫賞の他に、不定期に明辺にやってくるモンゴル人に与えられる撫賞もあった。なお撫賞に関する詳細は、H. Serruys, *Sino-mongol Relations during the Ming II The Tribute System and Diplomatic Missions (1400-1600)*, Bruxelles, Institut Belge des Hautes Etudes Chinoises, 1967 (*Mélanges Chinois et Bouddhiques* Volume XIV), pp. 286-332を参照のこと。
- (13) 川越泰博「明蒙交渉下の密貿易」(『明代史研究』一、一九七四年)、一三〜二五頁。
- (14) 本文第四節にも引用した『万曆武功録』巻八「俺答列伝下」に「我漢人王道科及趙景庫・計龍・小土谷・王繼福・辛惟曾、亡胡中久、往陰爲我漢人耳目」、『万曆武功録』巻一四「切盡黃台吉列伝」に「漢人計龍與王繼祿・小土谷氣台實亡命在胡中矣」とあり、また『撫夷紀略』「荅虜王乞鐵」において、鄭洛がアルタンの使者としてやってきた土骨赤に対して「尔係中國虜去人」と呼びかけていることから、土骨赤(小土谷、小土谷氣台實)と計龍が漢人であったことが分る。
- (15) 青木富太郎「明末蒙古の女酋把漢比妓について」(『北アジア民族学論集』第一集、北アジア民族学研究会、一九六五年)、三七〜四三頁；永井匠、前掲論文、四四〜四七頁。
- (16) ダイチン・エジェイが明に降ったことについては、森川哲雄「把漢那吉の降明事件について」(『歴史学・地理学年報』一〇、一九八六年、一三五〜一五〇頁)を参照。
- (17) 恰台吉の活動については、永井匠、前掲論文を参照。
- (18) 青木富太郎『万里の長城』、九〇頁。
- (19) 青木富太郎『万里の長城』、九六頁。
- (20) 青木富太郎『万里の長城』、一五五〜一五六頁。
- (21) H. Serruys, "Chinese in Southern Mongolia during the sixteenth century", pp. 82, 85.
- (本研究は平成二二年度科学研究費補助金(奨励研究(B))による成果の一部である)